



発行 甲府市農業委員会
住所 〒400-8585
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電話 055-237-1161 (内線7344)
055-237-5892 (直通)
FAX 055-227-8719
編集 甲府市農業委員会だより
編集委員会



今井吉之助さんのブドウ園（善光寺町）
全国各地から研修に訪れる園場です。



第77号

有賀さん・池田さん
ご家族（山宮町）は、
生食だけでなく、ド
ライフルーツも手掛
けています！

温暖化であまり見か
けなくなった凍結防
止対策です。

（有賀さん）



有賀さん夫妻

池田さん夫妻



おもな内容

- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し……………2
- 賃借料情報・臨時雇賃金・農業委員会活動報告……………3
- 普及センターコーナー……………4
- 農感記 第36集……………5
- お知らせ・注意喚起……………6

農地等の利用の最適化の推進に関する指針を見直しました

甲府市農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針として、平成29年に具体的な目標と推進方法を定め、この指針で定めた目標を達成できるよう活動に取り組んでまいりましたが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うこととされています。

1 遊休農地の発生防止・解消

年 度	農地面積	遊休農地面積	遊休農地割合	具体的な推進方法
令和2年4月	1,200ha	36ha	3.0%	農地法の規定による利用状況調査及び利用意向調査の実施方法について協議・検討し、調査の徹底を図ります。また、利用意向調査の結果に基づき、農地所有者及び農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構等へ貸付を行います。
令和5年4月 (3年後の目標)	1,200ha	18ha	1.5%	
令和8年4月 (6年後の目標)	1,200ha	0ha	0%	

2 担い手への農地利用集積・集約化

年 度	農地面積	集積面積	集積率	具体的な推進方法
令和2年4月	1,200ha	299ha	25.0%	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への積極的な農地利用を図ります。また、農家の意向を踏まえ農地中間管理事業の活用について、山梨県農地中間管理機構と連携し、検討を行います。
令和5年4月 (3年後の目標)	1,200ha	330ha	27.5%	
令和8年4月 (6年後の目標)	1,200ha	360ha	30.0%	

3 新規参入の促進

年 度	新規参入経営体数	新規参入経営体取得面積	具体的な推進方法
令和2年4月	24経営体 3法人	10.1ha 0.7ha	関係機関と連携し、新規参入経営体への相談会等において就農希望者への様々な情報を提供しサポート体制を整え確保に努めます。また、農地銀行等を活用し、農地の斡旋やマッチング活動に努め、新規参入経営体の定着を図るため参入後のフォローアップに努めます。
令和5年4月 (3年後の目標)	36経営体 5法人	13.4ha 1.0ha	
令和8年4月 (6年後の目標)	48経営体 7法人	16.7ha 1.3ha	

プロフェーマー認定制度

甲府市農業を牽引する、農業経営の拡大に意欲的な農業者が作成する5年後を目指した農業経営発展計画を市が認定するものです。個人経営体・法人経営体・企業経営体ごとに一定以上の売り上げを目指すとともに、本市農業の維持・発展や、新規就農者をはじめとする担い手の育成に対する取り組みなどを総合的に判断し、審査会の意見を聴取する中で認定を行います。



プロフェーマーに認定されると、以下の補助が受けられます

甲府市で創設した「甲府市プロフェーマー経営発展支援事業補助金」により、経営発展のために行う農業機械・施設の整備やAIやIoTなどの最先端農業機械・システムの導入、農業技術の向上・経営高度化のための研修等に係る費用について、予算の範囲内で事業の4分の1以内の補助を受けられます。

☎ 就農支援課 ☎(241)5616

令和3年度 農業臨時雇賃金等標準額

作物	用 途	区分等	金額（円）	単 位
稲 作	耕起代かき	山間地	14,100	10a当たり
		平坦地	13,100	
	耕 起	山間地	8,600	10a当たり
		平坦地	8,000	
	代かき	山間地	8,600	10a当たり
		平坦地	8,000	
	機械田植 （苗代別）	山間地	10,300	10a当たり
		平坦地	9,500	
	稲刈機械（バインダー）		10,000	10a当たり （結束ヒモ付き）
	脱穀機械 （ハーベスター）	山間地	9,500	10a当たり
		平坦地	9,000	
	稲刈・脱穀（コンバイン）		19,000	10a当たり （乾燥まで）
果樹（剪定）			13,000	1日当たり
ブドウの棚補修			16,000	1日当たり
一般農作業			900	1時間当たり
備 考	(1) 本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場の条件や作業条件などを勘案して当事者間の協議により決定することを前提としております。なお、上記以外の作業についても協議のうえで決定ください。 (2) 燃料は、請負者持ちです。 (3) 標準額は、消費税込みです。			

甲府市賃借料情報

令和2年に告示された農地賃貸借契約における賃借料は次のとおりです。(10a当たり)

(単位:円)

作物区分	地域区分	平均額	最高額	最低額
水 稲	旧甲府市(平坦地)	12,000	22,300	6,800
	旧中道町	11,100	13,300	9,500
野 菜	旧甲府市(平坦地)	10,900	17,000	3,800
	旧中道町	10,100	12,700	6,200
ナ ス	旧甲府市(平坦地)	13,200	21,500	5,700
	旧中道町	9,200	12,400	6,200
ブドウ	旧甲府市(平坦地)	17,500	31,600	6,200
	旧甲府市(山間地)	16,400	25,200	10,000
	旧中道町	10,900	14,000	9,700
モ モ	旧中道町	10,500	17,000	7,500

(注1) 地域区分がない作物は、当該期間での賃借データがありませんでしたので、他地域を参考にしてください。

(注2) 野菜にはスイートコーンが含まれます。

農業委員会活動報告

○農業委員会では、毎月の定例総会で、各種申請や届け出の許可決定を行っています。

【定例総会】(令和2年4月～令和2年12月)

4月28日、5月29日、6月29日、7月29日、8月28日、9月29日、10月30日、11月27日、12月25日

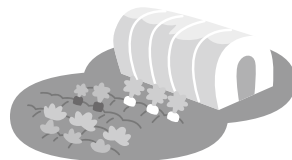
【定例総会で決まった案件】

耕作目的の売買・賃貸(3条許可)		7件	7,203.21㎡(0.72ha)
市街化区域以外の転用(4、5条許可)		60件	49,772.92㎡(4.98ha)
市街化区域内の転用(4、5条届出)		95件	50,391.96㎡(5.04ha)
利用権の設定	新 規	47件	77,952.66㎡(7.80ha)
	再 設 定	128件	204,372.92㎡(20.4ha)
	解 約	27件	32,586.00㎡(3.26ha)
相続税納税猶予		4件	9,424.00㎡(0.94ha)

○農地利用状況調査は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農地銀行推進員・一般農家の方々の協力を得て、毎年9月に行っています。

【利用状況調査結果】(令和2年11月末現在)

調査実施対象	45,854筆	17,524,785.52㎡(1,752.5ha)
うち遊休農地状況	675筆	244,633.64㎡(24.5ha)



普及センターコーナー

中北地域普及センター
(中北農務事務所 農業農村支援課)

ブドウ晩腐病の発生状況

ブドウ晩腐病の発生状況
おそぐさればじょう

昨年は6月11日から8月1日までの梅雨期間に平年の3倍近い降水がありました。また、この期間の日照時間は平年の6割程度で、長雨と日照不足の影響でモモではせん孔細菌病、ブドウでは晩腐病やべと病、黒とう病など様々な病気が発生しました。

中でも晩腐病は巨峰・ピオーネなど黒系品種を中心に県下全体で発生が見られました。晩腐病に感染した果実は黒くしぼみ、オレンジ色の斑点が発生します。巨峰・ピオーネの本年の出荷量は前年より2割以上減少し、中にはほとんど収穫できなかった園もありました。

晩腐病の発生生態について説明します。晩腐病の病原菌は果梗の切り残しや結果



母枝、巻きひげ等の組織内で越冬します。5月中下旬頃、平均気温が15℃程度になり、雨で濡れると胞子の形成が始まります。この胞子が病気を広げます。胞子は雨によって運ばれ、幼果に触れると侵入します。しかし、この時点では幼果に病気の症状はほぼ現れません。これは、幼果には病原菌の活動を抑える酸が多いためです。着色期以降に糖度が上昇し、酸が減少すると発病します。昨年のように成熟期に降雨が多いと、発病した果実から他の果実へと次々に感染が広がりやすくなります。

【晩腐病に感染した果房】

ブドウ晩腐病の対策

昨年晩腐病が多発したことで、ほ場内に病原菌が多く残っています。この病原菌が冬を越すと、翌年も感染が広がりやすくなり、防除も難しくなります。そこで、冬の時期に病原菌の越冬する量を可能な限り減らすことが非常に重要です。ここでは、休眠期から春先にできる防除対策について説明します。

病気の防除は、栽培管理によつて病原菌を除去する耕種の防除と、農薬による化学的防除を総合的に組み合わせることが重要です。

まず、耕種の防除ですが、先ほど述べたように病原菌は果梗の切り残しや巻きひげ、犠牲芽剪定により枯れた部分などで越冬します。つまり、剪定時にこれらを可能な限り取り除くことで病原菌の密度を下げるができます。

5月以降の感染が広がる時期では、雨水を果房に当

てないことが重要です。そのため、感染しやすい1回目のジベレリン処理後にできるだけ早く口ウ引きの力サをかけるほか、摘粒が遅れる場合は先に仕上げの力サをかけることで、果房を病原菌から守ることができます。

また、着色期以降になるとオレンジ色の液体が現れた発病果が見られます。これは二次伝染のもとになるため、定期的にほ場を巡回し、発病果を取り除くことが重要です。

なお、耕種の防除によつて取り除いた巻きひげや発病果などはそのままにせず、園外に持ち出して埋めるなど適切に処分します。

発生がひどい園では、袋かけ栽培や簡易雨よけの導入も検討する必要があります。薬剤防除については、発芽前（3月中旬～4月上旬）および一次感染期（5月中旬～6月中旬）の防除が重要です。とくに、昨年のように雨天が連続し、散布間隔が開いてしまったり、散布できなかつたりすると被害が拡大する可能性が高くなります。



【晩腐病菌の伝染源となる果梗の切り残し】

ます。

いずれの時期の薬剤散布も、使用時期、使用回数を厳守し、かけムラがないよう丁寧に散布することが重要です。

晩腐病は収量を左右する重要な病気ですが、これらの防除方法を組み合わせることで被害を抑えることができます。よりよい品質のものを多く生産するため、対策の強化をお願いします。

農感記

第三十六集

農業委員と農業者のエッセイ集

『ブドウ園に就農して思うこと』

農業委員 池田 哲郎

【現在の状況】

私は就農して6年目、甲府市山宮町でブドウ栽培をしています。当初は山梨県果樹試験場にて2年間の研修、その後は義父が経営する山宮町の圃場（80a）で農業に従事。また、個人としても昨年より韮崎市にて圃場（50a）を新しく借り、営農しています。元々、県外で銀行員をしていましたが、妻の実家がブドウ農家であったこと、また自分自身で農産物を作り出す魅力に惹かれ農業に携わることになりました。現在、山宮町の圃場ではブドウ約40品種の栽培をしており、主に自農園の売店にて直売や宅配を中心にしています。また、10年ほど前より干しブドウやジャムなどの加工品製造・販売も農園として始めました。

【農園の課題】

就農からこれまでに課題として感じていることは、
①コロナ渦で首都圏からの来客数が減少していること、既存顧客の高齢化
②近年の気候変動の中で天候不順となる年が多く、ブドウの着色不良や病害が発生し収量が減少してしまうリスク
③山宮町圃場付近にて宅地化が進んでおり規模拡大が難しいことや優良な農地を借りられないこと
④市街化区域内の農地であるため固定資産税が高額になること
など、代表的なものを挙げてみました。まだまだ多くの課題があります。



【これから目指すこと】

これらの課題に対して、次のように対応していきたいと考えています。

①コロナ渦もあり2020年よりネットショップを開始。今後、SNSなども活用してオンラインでの販売を強化、新規顧客の開拓

②ベテラン農家訪問や研修会での技術習得。またIoTを活用して栽培環境をデータ化

③農地情報の収集。また、規模拡大が難しい場所であるため、加工品製造により高付加価値化

④生産緑地制度の活用。都市農業基本法の制定により、東京や大阪、愛知という三大都市圏以外にも、静岡県や和歌山県などにもこの制度が広がっており、情報収集を行うこと

農業は栽培技術から販売まで多くの知識や技術が必要になるため悪戦苦闘していますが、とても魅力のある産業であると感じています。また生産緑地制度について情報収集のため、ご興味のある方はご連絡いただくと幸いです。

arugaberryfarm@gmail.com

無断転用は違法行為!!

農地転用の際は、農業委員会にご相談を。

◇農地転用とは…

田・畑・樹園地を住宅・駐車場・資材置場（一時転用含む）など、農地以外の用途に変更する場合、許可が必要です。

○農地法第4条…所有者自らが農地以外の目的で使用する場合。

○農地法第5条…所有者以外が農地以外の目的で使用する場合。

野焼き時の注意

農業者が行う稲わら・農作物・剪定枝などの焼却は、野焼きが可能ですが、煙や悪臭などで近隣住民の迷惑にならないようにご配慮をお願いします。また、野焼き後は、確実な消火をお願いします。

☎ 就農支援課
(241) 5616

もしもの時の「収入保険」

近年は、モモのせん孔細菌病やブドウの晚腐病などの大発生で著しく収入が落ち込むなど、農業経営には様々なリスクがあります。リスクに備えて農業経営を守るため、収入保険に加入しましょう。

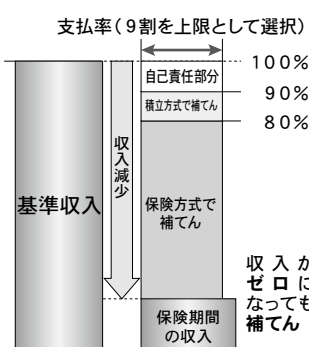
『加入条件』

青色申告をしている農業者

『おすすめポイント』

- ①基準収入の8割以上の収入が確保される
- ②保険料等に国の手厚い補助がある
- ③大きな損害発生時には、無利子の「つなぎ融資」が受けられる

☎ 0553 (22) 5056
問 N O S A 山梨中央支所



甲府市農業賞受賞おめでとうございます。

土屋 正人 様

令和2年度の「甲府市農業賞」は、上曾根町の土屋正人氏が受賞されました。

県内では、いち早くナスのハウス栽培に取り組み、改良を重ね、単為結果するナス（あのみりのり）の栽培技術を実現しました。また、かんがい用水が利用できなくなったエリアに、地元の有志が出資した地下水のポンプアップによる水稻栽培に尽力し、今も継続しています。

現在は、災害に強い経営形態を目指し、小松菜、スイートコーンのハウス栽培や、露地の秋ナスを栽培する一方、国内外からの研修生を受け入れ、修了生は県内での就農や、自国で農業指導者として活躍するなど、担い手の育成にも貢献されています。今後も本市農業振興へのご活躍を期待しております。



農業委員会からの お知らせ

☎(237) 5892

相続税の納税猶予 および注意事項

相続税の納税猶予制度は、農業経営の存続を税制面から支援する制度です。被相

続人から農地を相続し、継続して農業経営を行い制度の要件を満たした場合に一定の相続税の納税が猶予されます。

すでに、この制度を受けている方は、特例農地の譲渡・贈与・転用・遊休農地他・農業経営の廃止・継続届出書の不提出、また他の要件により制度が打ち切られる場合がありますので、ご注意ください。

農業者年金にご加入を

農業者年金は、国民年金だけでは不十分な老後の生活費を農業者が年金の形で受給できる制度です。また、条件により国の補助も受けることができます。詳しくはお近くのJA窓口へ。

◇◇加入条件◇◇

- ◎国民年金・付加年金加入者
- ◎年60日以上農業従事者
- ◎20歳以上60歳未満の方

農地銀行のご利用を

農地の貸し借りを希望する方は、農地銀行をご利用ください。農地は市街化区域を除く区域に限ります。

なお、書類の受付は、毎月10日（休日の場合はその前日）が締切りです。

農地中間管理機構制度

10年以上の賃借を行う場合、農地中間管理機構の補助事業の要件を満たすことにより、貸し手に補助が出る場合があります。（農地は農振農用地区域内に限ります）

注意喚起

昨年は、大きな台風被害はなかったものの、日照不足や長雨・凍霜害などにより、初夏から初秋にかけての農作物に多大な被害がありました。しっかりと対策をしてください。

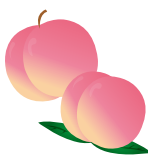
凍霜害 （スイートコーン等）

初春から春期の朝の冷え込みで発生。シルバーシートや不織布、むしろなど保温効果の高い被覆資材による予防。



せん孔細菌病（モモ）

春期の高温や、初夏の低温・多雨などにより発病。暴風対策や薬剤散布・枝病斑のせん孔等総合的な防除が必要。詳しくはJAや農薬の販売店にご相談を。



晩腐病（ブドウ）

※普及センターコーナー（P4）を参照ください。



（一文字単梢、雨除け）

全国農業新聞購読者募集

農業者の経営や暮らしに役立つ情報の提供をしています。月4回、毎週金曜日発行、購読料月額700円。

岡山県農業会議
☎(228) 6811

編集後記

新型コロナウイルスの終息が見えず、多くの業界で苦渋を舐める日々が続いています。2020年農林業センサス結果が公表され、自営農業者はこの30年で半分以下となった反面、法人と新規就農者は増加しました。先日、若い新規就農者と話す機会がありました。未来の農業を担う人たちの夢がかなう、山梨の農業環境となる事を願って止みません。

編集委員 落合洋子